

【資料 1】

(案)  
徳島県発達障がい者総合支援プラン



徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会

平成30年11月

---

# 目 次

## 第1章 基本方針の概要

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの期間	1
3	プランの基本理念	1
4	プランの基本方針	1
5	発達障がいとは	3
6	施策体系図	4
7	ライフステージ関係図	5

## 第2章 前プランでの成果と今後の課題

I	地域における支援環境の充実	6
1	身近な地域での相談支援体制の強化	6
2	社会の正しい理解の促進	8
II	ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実	10
1	乳幼児期における支援の充実	10
①	乳幼児健康診査における早期の発見と支援	10
②	保育所・幼稚園等における早期の発見と支援	11
2	就学期における支援の充実	13
①	就学期における発見と支援	13
②	就学期における支援体制の整備	14
③	成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ	16
3	成人期における支援の充実	18
①	高等教育機関における支援	18
②	就労と定着に向けた支援	19
③	社会参加に向けた支援	21

---

---

## 第3章 基本方針に基づいた具体的な取組

I	地域における支援環境の充実	24
1	身近な地域での相談支援体制の強化	24
2	社会の正しい理解の促進	26
II	ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実	28
1	乳幼児期における支援の充実	28
①	乳幼児健康診査における早期発見と支援	28
②	保育所・幼稚園等における早期発見と支援	28
2	就学期における支援の充実	30
①	就学期における発見と支援	30
②	就学期における支援体制の整備	30
③	成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ	33
3	成人期における支援の充実	34
①	高等教育機関における支援	34
②	社会参加に向けた支援	35
③	就労と定着に向けた支援	37

---

# 第 1 章 基本方針の概要

---

## 1 プラン策定の趣旨

本県では、平成28年3月に策定した「徳島県発達障がい者総合支援プラン」において、平成27年度から平成30年度までの4年間、医療、福祉、教育及び就労の関係機関が連携を図り、発達障がい者（児）及びその家族への支援を総合的、計画的に進めてきました。

その結果、発達障がいに対する県民の認知はある程度進み、発達障がい者（児）やその家族への支援には一定の成果が上がっています。しかし、その一方で、ライフステージ移行時の情報や支援の引継ぎが不十分な場合があったり、一次的な相談を担うべき市町村・相談支援事業所等、地域における支援者の育成と支援力の向上が求められるなど、より一層の取組が必要な課題があります。さらに、発達障がいに対する正しい理解の促進や啓発活動も、継続して取り組まなければならない課題です。

また、この4年間にプランを取り巻く法的状況にも変化がありました。平成28年には発達障害者支援法が一部改正され、切れ目のない支援、社会的障壁の除去、就労定着の支援等が新たに規定されました。さらに、同年、事業者に対して合理的配慮の提供を努力義務として求める障害者差別解消法が施行され、障害者雇用促進法の改正では、事業主に過重な負担がかからない範囲で、障がい者が職場で働くにあたって支障を改善するための措置を講ずることも義務付けられました。

このような状況を踏まえ、本県では、平成30年度徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会において、4年間の取組を評価するとともに、今後の新たな取組について検討した内容を基に、平成31年度から4年間の「徳島県発達障がい者総合支援プラン」を策定することとしました。

## 2 プランの期間

このプランは、平成31年度から4年間における取組をまとめています。

## 3 プランの基本理念

障がいのある人もない人も、個性を尊重しあい支えあう、安心と未来への希望に満ちた徳島づくり

## 4 プランの基本方針

- ①社会の理解を広める
  - ②本人の自己理解や家族の知識を深める
  - ③関係機関の支援力を高め連携を強める
- この三つの視点をもって、次の取組を進めます。

## I 地域における支援環境の充実

### ○相談支援体制の強化

- ◆発達障がい者（児）とその家族にとって、身近な地域で相談ができ、必要な支援が受けられることが基本であるため、県・市町村・相談支援事業所等の役割分担と連携のもと、地域における支援者の専門性や対応力の向上など、相談支援体制の充実を図ります。

### ○社会の正しい理解の促進

- ◆発達障がい者（児）が、その人らしく社会生活を送るためには、周囲の正しい理解と支援が必要です。そのため、関係機関が協力・連携し、地域社会に正しい理解が広がるよう、積極的に取り組みます。

### ○災害への備え

- ◆今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備え、災害時における発達障がい者（児）への支援体制の充実が求められます。そのため、支援者の専門性や対応力の向上をはじめ、発達障がい者（児）やその家族等が、自助力を高められるよう取り組みます。

## II ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

### ○引継ぎの強化

- ◆「乳幼児期」「就学期」「成人期」それぞれのライフステージに応じた支援施策の充実を図るとともに、進学時などに支援の切れ目が生じないように、関係機関の引継ぎを強化します。

### ○保護者支援の充実

- ◆「乳幼児期」に関しては、早期発見・早期支援に向けて、健康診査の充実、支援者の専門性や対応力の向上を図ります。また、ピアサポートやペアレントトレーニングをはじめとする保護者支援の充実などに取り組みます。

### ○個別に応じた教育

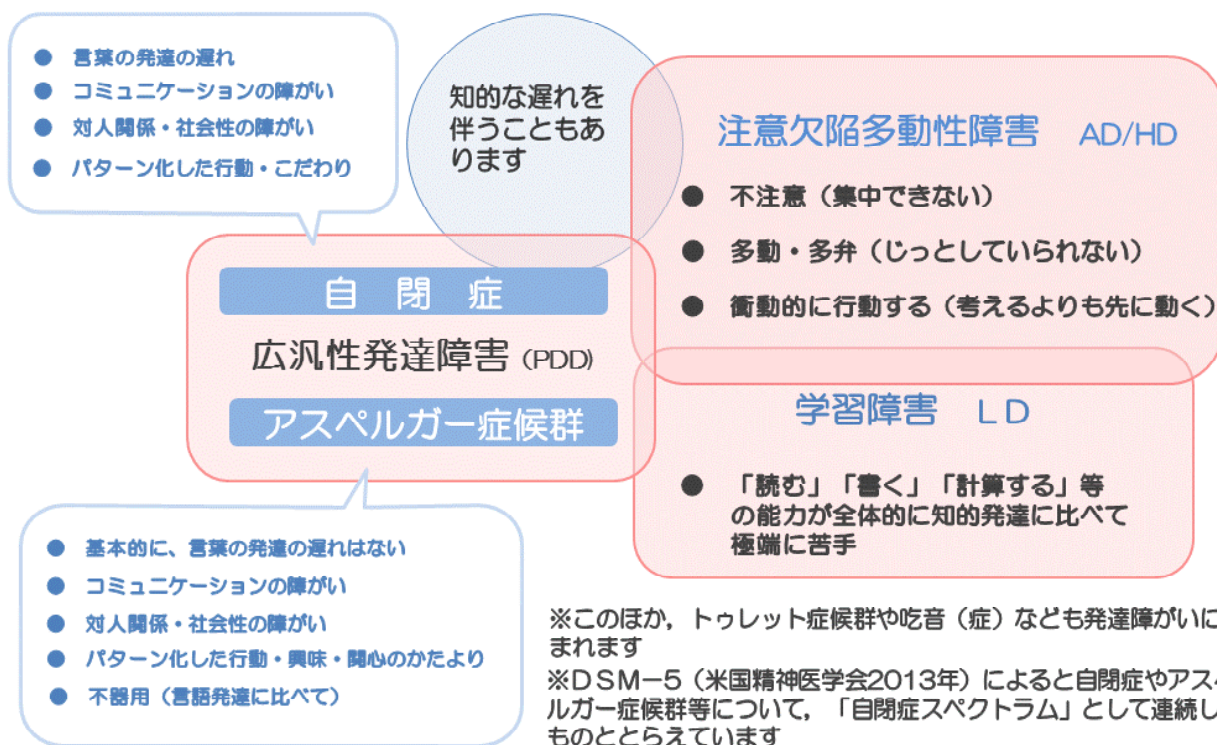
- ◆「就学期」に関しては、個性がひらく特別支援教育を目指して、教員の専門性向上のための研修や相談支援体制の整備、発達障がい教育・自立促進アドバイザーチームを活用した学校支援や、徳島県発達障がい教育研究会の開催など、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に取り組みます。

### ○自立・就労支援

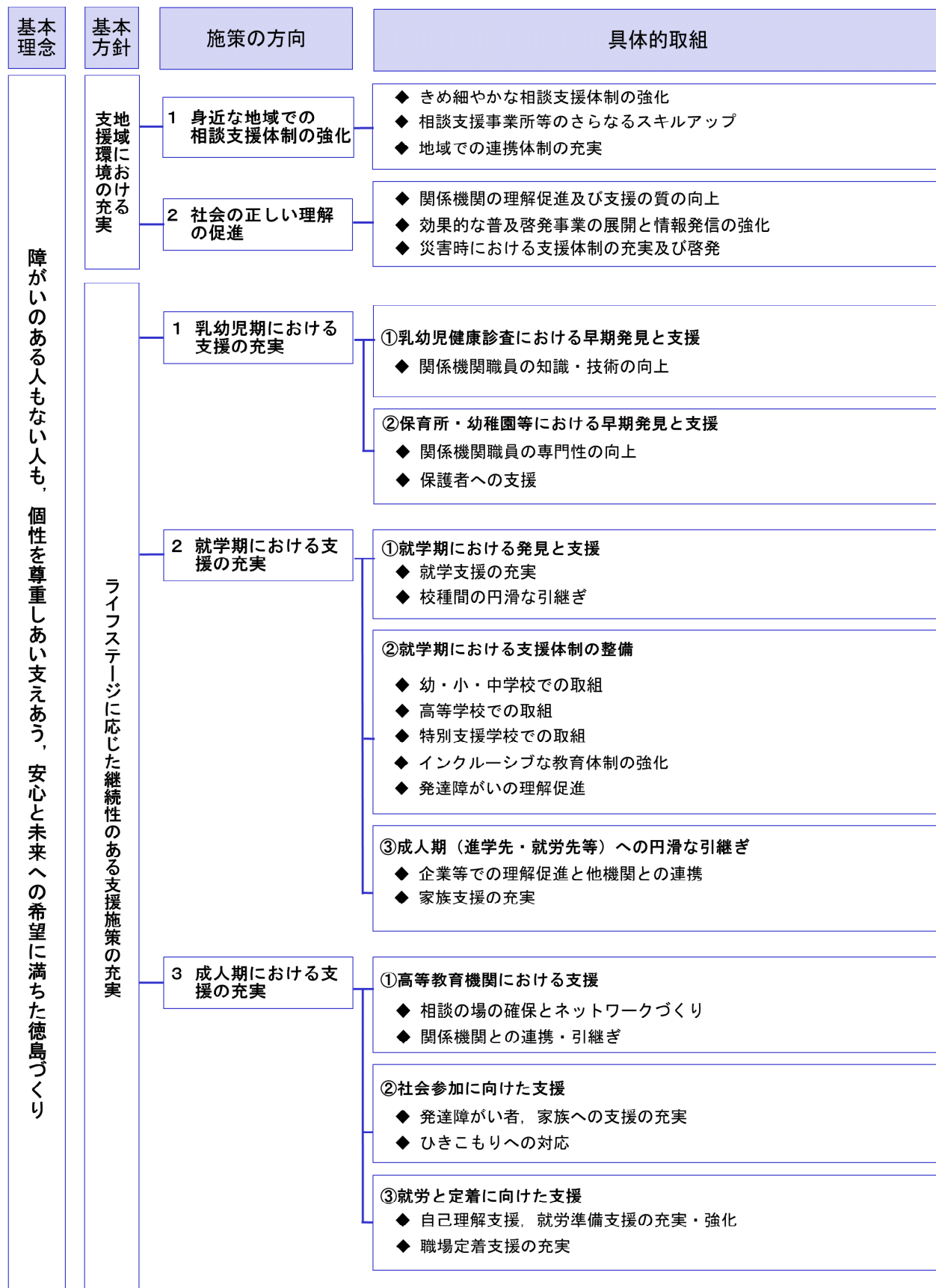
- ◆「成人期」に関しては、就労や社会参加に向けて、高等教育機関や労働関係機関との連携強化、自己理解の促進、就労準備支援の充実などに取り組みます。また、本人への職場定着支援の強化を図るとともに、企業に対する理解の促進にも積極的に取り組みます。
- ◆ひきこもりへの対応、家族支援の充実など自立した社会生活のための支援に取り組むとともに、成人期の相談に対応できる支援専門員の養成や専門性の向上を図ります。

## 5 発達障がいとは

自閉症やアスペルガー症候群など、通常、小さい頃から症状が現れる脳機能の障がいです。コミュニケーション障がいや、パターン化した行動、衝動的な行動が見られますが、どんな能力に障がいがあるか、どの程度なのかは人によってさまざまです。

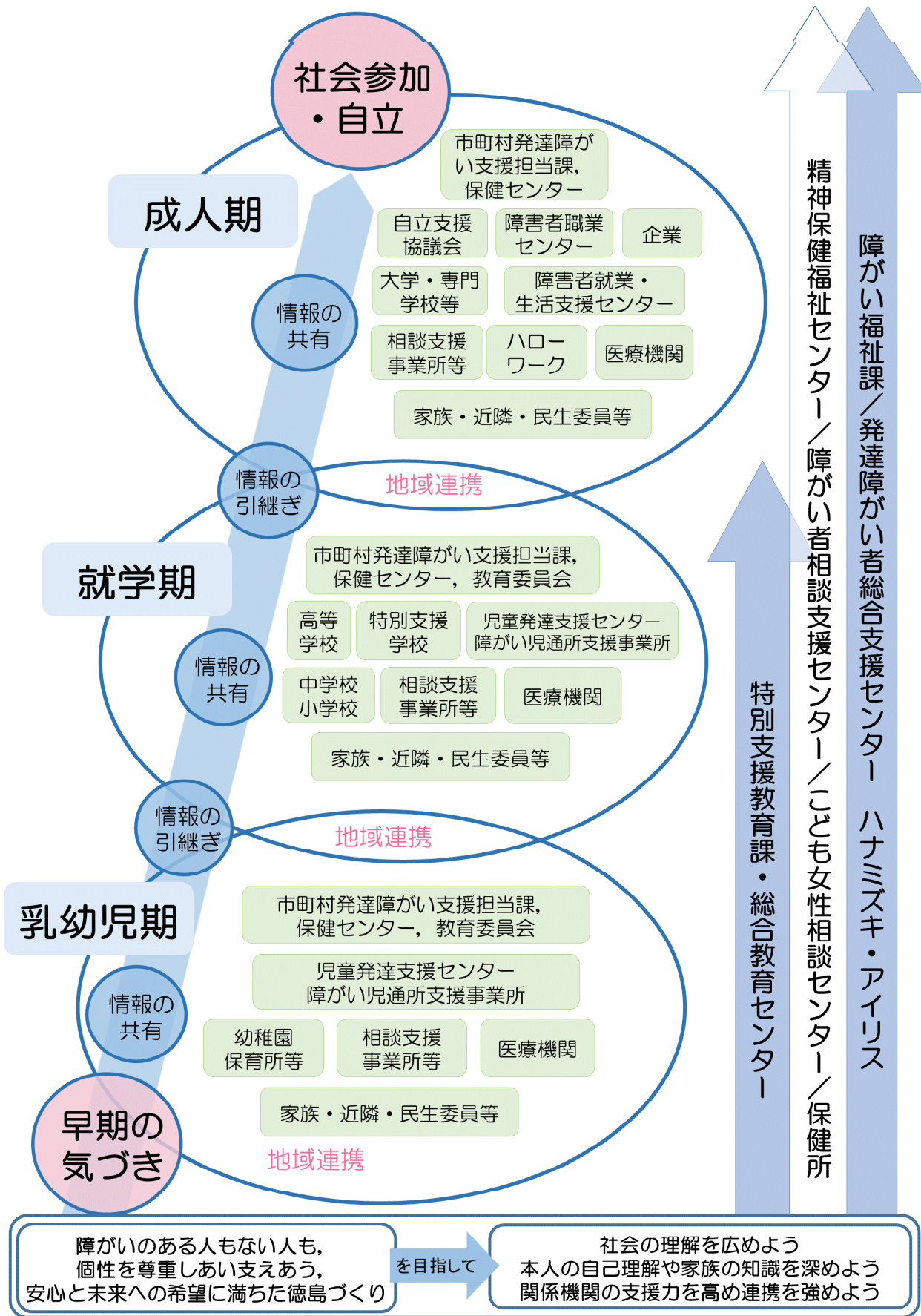


## 6 施策体系図





7 ライフステージ関係図



---

## 第2章 前プランでの成果と今後の課題

---

## I 地域における支援環境の充実

### 1 身近な地域での相談支援体制の強化

#### 前プランでの成果

##### ○きめ細やかな相談支援体制の整備

- ◆相談支援体制の充実を目的とした個別ケース会議や機関コンサルテーション（※1）を実施しました。
- ◆地理的な問題から来所相談が困難な場合等，移動相談を実施し利便性を図りました。
- ◆市町村が相談窓口として機能するよう働きかけるとともに，窓口の明確化を目的に，発達障がい者（児）やその家族に対する支援を呼びかける「ブルーすだちくん（発達障がい者支援すだちくん）」のぼりを全市町村窓口に設置しました。また，相談支援体制の強化を目的に，モデル市町村5か所に発達障がい者（児）支援ツールを搭載したタブレットを設置しました。

##### ○相談支援事業所等におけるスキルアップ

- ◆発達障がい者（児）にとって身近な地域で相談できるよう，地域の核となる支援者の育成を目指し，発達障がい児支援専門員を養成しました。
- ◆支援者の資質向上を図り，困難ケースへの対応ができるよう，相談支援事業所職員，臨床心理士，保健師等を対象とした研修会を実施しました。
- ◆高齢者への支援体制を確立するため，高齢期の支援に関わる保健，福祉等の関係機関を対象とした研修会を実施しました。
- ◆地域の発達障がいに対する理解促進を目的に，福祉，教育，就労，司法関係者等を対象とした専門家による研修会を実施しました。

##### ○地域での連携体制の構築

- ◆医師や医療従事者等を対象とした研修会を実施し，地域でのかかりつけ医等の対応力の向上に努めました。
- ◆発達障がい者（児）やその家族及び支援者が，活用できる医療機関の情報を医療機関リストとして作成し，ホームページに掲載しました。

※1 機関コンサルテーション：関係機関の職員に対して，発達障がいについての知識や発達障がい者（児）やその家族への適切な支援方法に関して説明・助言を行うこと。

**今後の課題****○人材育成と支援体制の充実**

- ◆発達障がい者が、まずは身近な地域で相談ができるよう、市町村窓口や保健所等での相談体制の強化を図る必要があります。
- ◆適切な支援を行うためには支援者の資質向上を図ることが必要です。支援者のスキルアップを目的とした研修会や機関コンサルテーション、個別ケース会議等を継続して実施する必要があります。また、近年、「大人の発達障がい」に関する相談が増えており、地域で支援の核となる人材の育成が求められています。
- ◆発達障がいを背景とした複雑なケースや必要な支援に繋がっていないケースに対し、適切な支援が求められており、関係機関が連携を図りながらネットワークを形成し、支援体制を充実させる必要があります。

## 2 社会の正しい理解の促進

### 前プランでの成果

#### ○様々な機関の理解の向上

- ◆関係機関からの依頼に応じ、研修会等に講師派遣を実施しました。発達障がいに関する理解が深まり、福祉・教育分野以外にも、司法や労働、地域の支援者（民生委員等）など、対象者の幅が広がりました。

#### ○効果的な普及啓発事業の実施

- ◆県民を対象とした講演会を開催し、発達障がいへの理解促進に努めました。
- ◆発達障がいへの理解促進を目的に、世界自閉症啓発デーにおける啓発活動やブルーライトアップを実施するとともに、県内各地でパネル展や広報誌等での啓発活動を実施しました。
- ◆「ブルーすだちくん」を公募により作成し、発達障がいへの理解促進に努めました。

#### ○情報発信の強化

- ◆「平成28年度発達障害者支援センター全国連絡協議会・徳島大会」を開催し、全国の発達障害者支援センターとの連携を図りました。
- ◆「大人の発達障がいハンドブック」「就労サポートブック」「防災ハンドブック」を作成し、発達障がいについて周囲の正しい理解と支援に繋がるよう取り組みました。
- ◆「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」に基づき、合理的配慮（※2）に関する理解と促進に努めました。
- ◆「ヘルプマーク」を作成・配布し、外見からは援助や配慮が必要であることが分からない人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、障がいは援助を得やすく、また、周囲の人も援助をしやすくし、障がいのある人となない人の「心のバリアフリー」の推進に努めました。
- ◆障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として徳島県障がい者施策基本計画を作成し、発達障がいを含めた包括的な制度の理解と促進に努めました。

※2 合理的配慮：障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの）を取り除くために行う、必要で合理的な配慮のこと。

**今後の課題****○社会の正しい理解の促進**

- ◆発達障がいという言葉は認知されつつありますが、発達障がいに対する理解や対応については、まだまだ啓発が必要とされています。発達障がい者（児）が、その人らしく社会生活を送りやすくなることを目指し、発達障がいについての理解促進をより一層取り組む必要があります。
- ◆ヘルプマークの県民への認知向上に取り組む必要があります。

**○災害への備え**

- ◆今後、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等、災害時において発達障がい者（児）やその家族が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、地域の支援者のスキル向上に取り組む必要があります。また、発達障がい者（児）やその家族等が、災害に対する正しい知識を習得するとともに、自助力を高めることを目的とした取組も必要です。



## Ⅱ ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

### 1 乳幼児期における支援の充実

#### ①乳幼児健康診査における早期の発見と支援

##### 前プランでの成果

##### ○市町村における乳幼児健康診査に関わる技術支援

- ◆乳幼児健康診査におけるアセスメントツール（※3）等の導入について現状把握を行い、導入に向けた支援を実施しました。
- ◆市町村における乳幼児健康診査に関わる支援者を対象に、アセスメントツール及び社会性発達に視点をおいた学習会を実施し、支援者のスキルアップに努めました。

##### ○支援者の知識・技術の向上

- ◆乳幼児期に関わる支援者の知識・技術向上を目的に研修会を開催しました。

##### 今後の課題

##### ○早期発見と気づき支援

- ◆乳幼児健康診査では社会性の発達を捉える視点が重要とされますが、その視点を保護者と支援者が共有する難しさがあります。社会性発達の視点について情報提供やアセスメントツールの導入に向けた支援を継続するとともに、地域での普及を支援する取組を継続する必要があります。
- ◆乳幼児期に関わる支援者等においては、社会性の発達に関する理解を深め、専門性を活かしながら、早期発見・早期支援に繋げるとともに、保護者に気づきの支援を行うことが求められます。支援者の資質向上を目的とした研修会等を継続して実施し、スキルアップを図ることが必要とされます。

※3 アセスメントツール：発達障がい早期発見し、また、その後の経過を評価するための確認用質問紙等で、M-CHAT、PARS等がある。

## ②保育所・幼稚園等における早期の発見と支援

### 前プランでの成果

#### ○保育所・幼稚園等職員及び児童発達支援センター等職員への技術支援

- ◆保育所・幼稚園等職員や障がい児通所支援事業所等職員への技術支援として、子育て現場に専門職を派遣しました。
- ◆機関コンサルテーションやケース会議を通し、保育所・幼稚園等職員、障がい児通所支援事業所等職員への技術支援に努めました。

#### ○保護者への支援

- ◆ペアレントトレーニング（※4）の教室を開催するとともに、児童発達支援センター等と連携し、ペアレントトレーニングの普及に努めました。
- ◆わが子の特性について理解を深められるよう、親子参加型プログラムの提供や子育てに役立つ様々な情報を提供するとともに、サポートブック作成の支援を行いました。また、保護者支援の充実、地域の支援者の育成を目的に、出前講座を実施しました。
- ◆ペアレント・メンター（※5）を養成するとともに、グループ相談会等において、ペアレント・メンターを活用することにより、保護者支援の充実を図りました。
- ◆ペアレント・メンターを広く周知できるようパンフレットを作成し、保護者や関係機関等へ配布しました。

#### ○関係機関職員の専門性の向上

- ◆関係機関職員の専門性の向上を目的に研修会を実施するとともに、講師派遣を行いました。
- ◆地域の相談支援の核となる人材育成を目的に、「発達障がい児支援専門員」の養成を行いました。（再掲）

※ 4 ペアレントトレーニング：発達障がい児の保護者が、子どもの行動を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や指示の出し方等を学ぶための支援。

※ 5 ペアレント・メンター：発達障がいの子どもの持つ親等であって、その子育て経験を活かし、発達障がい児の育て方について体験談や助言を行う者。



**今後の課題****○支援者及び保護者支援のさらなる充実**

- ◆保育所・幼稚園等の職員は、社会性発達の視点を持ち、発達障がいの特性を踏まえた関わり方が求められます。また、保護者支援の視点も重要とされています。そのため、機関コンサルテーションや個別ケース会議、研修会等を通して、保育所・幼稚園等の職員の資質向上を図る取組を継続する必要があります。
- ◆早期発見後、支援機関での療育に繋がる場合もあり、近年は支援機関も増加傾向にあります。支援機関においては、支援の質の確保が課題とされており、支援機関の質の向上を図る取組が必要とされています。
- ◆保育所・幼稚園等の職員が、子どもの発達の特性を保護者に伝えることに不安を感じやすい側面があります。また、子どもの発達の特性を保護者と保育所・幼稚園等の職員が視点を共有することが難しい場合もあり、気づきの支援の一端を担う保育所・幼稚園等の職員が発達の視点を捉え、保護者に気づきを促す伝え方を身につけることが求められます。
- ◆発達に気がかりのある子どもの保護者は、孤独感や不安感、大きなストレスを抱えていることが多く、保護者への支援も必要とされていますが、保護者自身が支援を受けられる機会はまだまだ行き届いていない現状があります。そのため、保護者支援の機会確保や支援体制の充実に向けた取組を進めていく必要があります。

## 2 就学期における支援の充実

### ①就学期における発見と支援

#### 前プランでの成果

##### ○就学支援の充実

- ◆発達障がいを早期に発見し、適切な時期に必要な支援を行うため、市町村教育支援委員会調査員養成講座を開催し、教育支援委員会の支援機能の強化を図りました。
- ◆相談支援ファイル等の活用促進により、保育所や幼稚園から小学校又は特別支援学校小学部への引継ぎを進めました。

##### ○校種間の情報の円滑な引継ぎ

- ◆「地域特別支援連携協議会」を実施し、校種間の情報共有を図るとともに、教育・医療・福祉・労働等の関係機関との連携を図りました。
- ◆個別の教育支援計画の作成・活用を促すため、手引書「個別の教育支援計画を作成するために」等を活用し、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学級担任者研修等において具体的な作成手順や活用方法等について周知を図るとともに、特別支援教育巡回相談員が、小・中学校等の校内研修等において個別の教育支援計画の作成や活用への助言を行いました。これらの取組により、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対する個別の教育支援計画の作成率の向上や、小学校から中学校又は特別支援学校中学部、中学校から高等学校又は特別支援学校高等部への引継ぎを図りました。

##### ○教員等の専門性の向上

- ◆初任者研修や学校リーダー研修等において、特別支援教育に関する研修の機会を設けるとともに、特別支援教育コーディネーター研修等を実施し、教員の専門性の向上を図りました。
- ◆e-ラーニング研修システムの開発・実施に取り組み、すべての教員が特別支援教育の研修を受講できる体制を整備し、教員の専門性の向上を図りました。
- ◆特別支援学校に勤務する教諭のうち、特別支援学校教諭免許状を保有していない者を対象に、認定講習を充実させ、教員の専門性の向上を図るとともに、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図りました。

##### ○高等学校段階の発達障がいのある生徒への支援の充実

- ◆高等学校段階の発達障がいのある生徒への支援を充実させるため、徳島県発達障がい教育研究会へ高等学校教員の参加を促し、支援内容や指導方法について理解を深めました。

## 今後の課題

### ○特別支援教育のさらなる充実

- ◆放課後児童クラブ等では、発達障がい児や発達に気がかりのある子どもも利用しており、その子に合った対応が求められます。しかし、現場では対応に苦慮しているケースもあり、放課後児童クラブ等を対象とした研修や機関コンサルテーション等を通し、職員の資質向上を図る必要があります。
- ◆各学校等において、引き続き、発達障がいを含めた特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対するインクルーシブな教育体制の充実と、それを支える教員の専門性の向上に努める必要があります。
- ◆特別な支援を必要とする生徒について、引き続き、中学校から高等学校又は特別支援学校高等部への円滑な引継ぎを推進する必要があります。
- ◆高等学校に在籍する発達障がいのある生徒に対して、特別支援学校の教育課程を参考にし、一人ひとりの特性に応じた指導の在り方をさらに検討する必要があります。

## ②就学期における支援体制の整備

### 前プランでの成果

#### ○校内支援体制の整備・充実

- ◆すべての園や学校に、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心に「個別の教育支援計画」(※6)や「個別の指導計画」(※7)を作成するとともに、ケース会議を開催し、関係機関との連携を図りました。
- ◆「障害者差別解消法」等の施行を踏まえて、対応要領を作成し、合理的配慮の視点に立った支援体制を整備しました。
- ◆発達障がいのある子どもへの支援として、高等学校における特別支援教育支援員を増員し、その活用を図りました。

#### ○多様な学びの場の充実と学校ぐるみの支援

- ◆障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶインクルーシブな教育体制(※8)の構築に向けて、応用行動分析学の専門家からなる「発達障がい教育・自立促進アドバイザー(※9)チーム」を設置するとともに、実践研究を推進しました。
- ◆発達障がいのある子どもの特性に応じた学びの支援を行うため、特別支援学校の教員による巡回相談や、みなと高等学園を中心とした関係機関との連携によるWeb相談の活用促進を図り、特別支援学校のセンター的機能の充実を図りました。

### ○職業的・社会的自立に向けた取組

- ◆高等学校において、「自立活動」等「特別支援学校の教育課程」を参考にした教育活動について研究を深め、平成30年度から県内の高等学校1校において「通級による指導」の実践を始めました。
- ◆全国初となる、県・事業所・福祉団体・教育委員会との間で特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する四者協定等を締結し、就業体験協力事業所の拡大を図ることにより、就労支援の強化を図りました。
- ◆特別支援学校へジョブサポーター（※10）を配置し、職場開拓を行い、就労支援の充実を図りました。
- ◆とくしま特別支援学校技能検定において、流通分野等の新たな分野・種目の開発により、技能検定受検者が拡大しました。
- ◆「ゆめチャレンジフェア」を発展させた「ゆめチャレンジフェスティバル」の実施によって、関係機関と連携した就労支援の充実を図りました。

### ○発達障がい理解促進

- ◆本人の自己理解を深めることを目的とした教室を開催するとともに、思春期における課題や職業的・社会的自立をテーマとした研修会を家族、教職員、支援者等を対象に実施しました。
- ◆保護者を対象に、医師や臨床心理士等の専門家に相談できる「ほっとアドバイス事業」を実施するとともに、広く県民に向けて「発達障がい教育講演会」を開催し、その取組を総合教育センターホームページ等で広報する等、発達障がいへの理解促進を図りました。

- ※ 6 個別の教育支援計画：医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために障がいのある子ども一人ひとりについて支援の内容等を示した計画。
- ※ 7 個別の指導計画：子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、支援の必要な子どもの個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。
- ※ 8 インクルーシブな教育体制：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。
- ※ 9 発達障がい教育・自立促進アドバイザー：発達障がいなど特別支援教育の充実を図るため設置した、県外の大学教授等若手研究者で構成する専門家チームのメンバー。
- ※ 10 ジョブサポーター：企業等の障がい者雇用についての理解や知識があり、特別支援学校において、生徒の就業先及び就業体験協力事業所の開拓、情報収集等就職に関するサポートを行う者。徳島県立学校就職支援員の通称。

## 今後の課題

### ○キャリア教育の推進と自己理解

- ◆幼・小・中学校において、それぞれの学校で目標を共有し、共に学び合う「ポジティブな行動支援」(※11)の取組を推進するとともに、小・中学校に在籍する発達障がいを含め学びにくさのある児童生徒の学習支援を推進することが必要です。
- ◆高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して、特別支援学校の指導内容や方法を参考にし、就労に関するスキルや意欲を高める指導の在り方を検討する必要があります。
- ◆特別支援学校においては、幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育の推進、高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実、文化・芸術活動及び体育・スポーツ活動の充実などの取組が重要です。
- ◆自己理解を深めることは、ライフステージに応じた自立を考えるうえで重要な視点ですが、本人、保護者、支援者がその視点について共有できているとは限りません。そのため、本人、保護者、支援者等を対象に、自己理解を深めることを目的とした取組をより一層推進していく必要があります。

### ③成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ

#### 前プランでの成果

#### ○進学先・就労先への引継ぎ

- ◆特別支援学校において、在学中から卒業後を見据えた関係機関とのケース会議の開催や、進学先等の訪問による情報連携等の実施により、進学先や就労先への円滑な引継ぎを進めました。

#### ○企業の理解促進

- ◆障がい者の理解と支援に関する企業向けセミナーや、障がい者を雇用している企業からノウハウを学ぶ「企業見学会」を実施することにより、障がい者の働く力を最大限に引き出すための職場環境づくりや支援方法等について理解促進・啓発を図りました。

#### ○学校と他機関との連携

- ◆すべての市町村で、教育、福祉、医療等からなる「地域特別支援連携協議会」を設置し、学校と他機関との連携のツールとなる相談支援ファイルや引継ぎシートの作成・活用を進めるとともに、各市町村の取組について情報交換等を行うことにより、学校と他機関との連携強化を図りました。

※ 11 ポジティブな行動支援：学びにくさのある子どもの学習や行動面において、必ず達成できるような目標を設定し、ほめることで適切な行動を増やす教育方法のこと。

### ○家族支援の充実

- ◆家族を対象とした教室を実施することにより、発達障がいや発達凸凹への対応に追われ疲弊している家族に対して、発達障がいの特性や対応方法についての正確な知識・情報を提供し、問題に対処する技能の向上と家族自身の心の負担軽減を図りました。

### 今後の課題

### ○さらなる障がいの正しい理解と適切な引継ぎ

- ◆将来の職業生活・社会生活の安定のためには、進学先や就労先で個々の生徒のそれぞれの特性等が理解されることが大切です。そのためには保護者や進学先等の発達障がいへの理解啓発をさらに進めるとともに、個別の教育支援計画等を活用した引継ぎが行われることが重要です。
- ◆障がい者が職場で長く働き続けることができるためには、職場における障がい理解促進と適切な支援が不可欠であり、引き続き、企業への理解啓発を推進する取組が求められます。
- ◆発達障がいを背景とした二次障がい（※12）等により、当事者やその家族が対応に苦慮しているケースもあります。当事者だけでなく、ともに暮らす家族の支援に継続して取り組む必要があります。

※ 12 二次障がい：発達障がい者に対する適切な支援がなされない場合、その特性により生じる問題に周囲が気付かず無理強い、叱責等を繰り返すことで失敗やつまずきの経験が積み重なり自尊感情の低下を招き、さらに適応困難、不登校やひきこもり、反社会的行動、精神障がい等、二次的な問題としての問題行動が生じること。



### 3 成人期における支援の充実

#### ①高等教育機関における支援

##### 前プランでの成果

##### ○相談の場の確保とネットワークづくり

- ◆高等教育機関からの依頼により、機関コンサルテーションやケース会議の参加、研修会の講師派遣、また、校内への移動相談を実施しました。
- ◆高等教育機関における合理的配慮の相談窓口が整備されてきました。学内における情報共有も少しずつ進んできています。
- ◆大人になってから発達障がい気づく人も多いため、平成28年度に「大人の発達障がいハンドブック」を作成しました。

##### ○他機関との連携・引継ぎ

- ◆発達障害者雇用支援連絡協議会において、高等教育機関との連携をテーマに、関係部局と協議を行いました。特に、自己理解が不十分・障がいの認識がない学生に対する支援について検討しました。

##### 今後の課題

##### ○連携の推進

- ◆高等教育機関との連携は、機関同士の組織的な連携より支援者間の繋がりによることが多いため、連携が密にとれている機関と十分ではない機関があります。
- ◆大人の発達障がいや就労支援について、どこに相談すればよいか分からないという声も聞かれます。福祉、教育、就労、医療との連携をさらに充実させ、どの機関を利用しても必要な支援に結びつくよう、引き続き、ネットワークの強化に努めます。

##### ○特性理解と就労支援の充実

- ◆本人が特性を自覚し支援を希望しても、家族の理解がない場合、支援に繋がらずに困っている場合があります。家族の理解には時間がかかることが多いため、幼少期から取り組む必要がありますが、誰がどのように進めていくかが大きな課題となっています。
- ◆安定した就労(継続)を目指すには、早期から自己の特性を把握し、働く意欲や自信を持つことがとても大切です。学業との同時進行は苦手な人も多いため、卒業間際になって慌てることがないように、学齢期から動機付けやキャリア教育を行っていく必要があります。
- ◆高等教育機関における合理的配慮は、主に学業に関する内容が中心となって

います。今後は、就労に関する相談や支援も求められてきます。各高等教育機関において就労支援が行えるよう、就労支援機関のノウハウを伝えていくことも必要です。

- ◆ 中学・高校からの引継ぎや中途退学者の情報については、個人情報保護の観点から、本人や家族の希望がなければ難しく、支援が後手に回っている現状があります。
- ◆ ハンドブック等の冊子は、作成時は大きな反響がありますが、継続して活用してもらうには、定期的に改訂・配布を行うことが必要です。今後も研修会等で広報することにより、有効な活用方法の周知に努めるとともに、適宜改訂します。

## ②就労と定着に向けた支援

### 前プランでの成果

#### ○自己理解支援、就労準備支援の充実・強化

- ◆ 就労(継続)に関する課題を検討するため、平成29年度に高等学校・高等教育機関、企業に協力を依頼し、アンケート調査を実施しました。特に本人の自己理解(気づき支援)が重要という共通の結果が出ています。
- ◆ アンケートの結果を踏まえ、就労に課題を持つ人や就労をサポートする支援者、受け入れ側の企業に活用してもらえるよう、就労の内容に特化した冊子「発達障がい就労サポートブック」を作成しました。煩雑で分かりにくかった情報(診断や障害者手帳の取得方法、障がい者雇用などの働き方のメリット・デメリット)もまとめて掲載しました。
- ◆ 就労に向けた準備段階としてさまざまなグループ活動を実施し、自己の特性理解、基本的生活習慣の確立、社会的スキルの習得等に取り組みました。ステップアップに要する時間はそれぞれ異なりますが、多くの方は就労に向けて進んでいます。
- ◆ 臨場感のあるジョブトレーニングを通して職場や社会を知り、働く実感をつかむことを目指し、県の組織や企業の協力を得て、実際の職場での就業体験を実施しました。また、受け入れ先の企業に対しても、発達障がいの理解促進に取り組みました。
- ◆ 障がい受容が不十分な人や障がい非開示で就労を目指す人に対しては、地域若者サポートステーションやハローワークの就職支援ナビゲーターに繋げる等、支援体制が整ってきています。

#### ○職場定着支援の充実

- ◆ 就労は採用されることがゴールではありません。安定して働き続けるために



は客観的な評価や振り返りが大切であるため、来所による個別面接やグループ活動を実施し、就労場面での課題解決に取り組みました。

- ◆支援機関との連携が図られた結果、それぞれの機関の役割が明確になりました。自己理解や障がい受容から、生活面を含めた基本的な就労相談は発達障がい者総合支援センター、就労準備に特化した訓練は障害者職業センターや地域若者サポートステーション、就労継続の支援については障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターのジョブコーチ等が中心となり、連携した支援が行われました。
- ◆一般就労中の本人の相談だけでなく、職場(上司や同僚)からの相談や、休職期間から復職に向けての相談も増えてきています。本人・家族・職場・関係機関と連携し、ケース会議や機関コンサルテーション、研修会等を実施し、職場定着や復職に向けた支援にも取り組みました。

### ○企業の理解促進

- ◆障がい者が職場に適応できるよう、障がい者自身に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対し、必要な助言を行うジョブコーチ支援の充実が図られています。適切な支援方法を伝えることにより、職場における支援体制の整備を促進しています。
- ◆平成30年4月より障がい者雇用義務の対象に精神障がい者(発達障がい者含む)が加わり、今後ますます精神・発達障がい者の雇用促進が期待されます。労働局では「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を実施し、障がいのある者が安定して働き続けるために、職場の上司や同僚が障がい特性や配慮事項について学べる機会を設けました。
- ◆障がい者雇用を検討している企業に対し、雇用における課題の整理・業務の切り出し・職員研修等の支援や、ワークショップを実施しました。

## 今後の課題

### ○就労支援と職場定着

- ◆成人期になり、就職活動時や就労場面での困難さから初めて特性に気づく人も多く、その時には自尊心の低さや、場合によっては二次障がいや課題になることがあります。自己肯定感や就労意欲を高めるためには、早期から家族や支援者の丁寧な関わりが求められます。
- ◆安定した就労のためには自己理解を深めることが重要ですが、発達障がいの特性のひとつとして、客観的な自己評価の難しさもあります。また、未経験のことを想像するのが苦手な人も多く、適切な就労イメージを持ちにくいこともあります。作業体験や職場体験の機会を提供し、適職を見つけるための支援の強化が求められます。

- ◆どのような職種や働き方が適当かは、個々に異なります。それぞれのメリット・デメリットや支援機関の情報等、就労に関するさまざまな情報発信に取り組む必要があります。また、就労サポートブックの活用について、今後も働きかけを行っていく必要があります。
- ◆就労場面の困難さだけでなく、生活面の課題が職場に影響することも多く見られます。それぞれの機関が個別に対応するだけでなく、より適切な支援を行える機関に繋ぐなど、関係機関の連携強化を図ります。
- ◆一方で、本人には困り感の自覚がなく、周囲が困っているという場合もあります。本人への気づき支援をどのように行っていくかも、大きな課題となっています。
- ◆一般就労中の本人への支援として、来所による個別相談やグループ活動を実施していますが、職場適応を図るためには、実際の職場を訪問して支援するジョブコーチの利用が有効です。診断や障害者手帳がなくても支援は受けられますが、職場の理解が得られない場合や、障がい非開示での就労継続を希望していたり、利用の対象外（公務員）である等の理由から、十分な支援が得られにくいことがあります。
- ◆職場定着支援は重要な課題の一つですが、本人への支援だけでは課題解決が難しい現状があります。平成28年度の改正障害者雇用促進法の施行により、合理的配慮の提供が義務化されたこともあり、ますます企業への理解促進に取り組む必要があります。
- ◆平成30年4月より精神障がい者（発達障がい者含む）が障がい者雇用義務の対象になりましたが、企業における精神障がい者（発達障がい者含む）に対する意識はまだまだ低い状況です。障がい者雇用に関する情報発信、企業訪問や家庭訪問等のアウトリーチ（※13）型の支援策を充実させることが求められます。

### ③社会参加に向けた支援

#### 前プランでの成果

##### ○発達障がい者、家族への支援の充実

- ◆発達障がい者の居場所づくりや、家族の交流の場として、グループ活動を実施しました。支援する側（支援者）と支援される側（相談者）という関係を越え、仲間同士でお互いがお互いを支えることで、問題解決にも繋がっています。

※13 アウトリーチ：援助者自身が出向いて相談援助にあたること。

- ◆発達障がい背景とした、二次障がいへの対応が求められています。特に精神障がいを併発している場合、医療機関や保健所等との連携が必要不可欠です。適切な支援を提供できるように、医療と福祉の連携強化を図っているところです。
- ◆生活困窮や高齢の相談から、発達障がい疑われるという相談も増加しています。従来障がい福祉関係以外の機関とも連携を図り対応しました。

### ○ひきこもりへの対応

- ◆ひきこもり状態から社会参加できる場として、就労準備のためのグループ活動や当事者グループ活動を実施しました。安心・安全な場面で成功体験を重ねることにより自信や意欲を高め、生活の安定やその後の就労にも意識を向けられるように支援しました。
- ◆ひきこもりの現状や相談窓口等について、リーフレットを作成・配布するとともに、パネル展の開催等、情報提供及び啓発に努めました。
- ◆地域に潜在するひきこもりの人を早期発見し、適切な機関に繋いで、きめ細やかな支援を行う「ひきこもりサポーター」を養成するため、ひきこもりサポーター養成研修を開催しました。
- ◆関係機関と連携して継続的な個別相談、家族相談を行うとともに、関係機関の連携を強化するため、「ひきこもり対策連絡会議」を開催し、地域での連携のあり方を協議しました。

## 今後の課題

### ○他機関との連携

- ◆グループ活動は定期的に継続することで、安心して参加することができます。当事者同士だからこそわかり合える場面を今後も提供することが大切です。
- ◆安定して就労(継続)するには、就労面の支援にとどまらず、生活面や家族に対する支援も欠かせません。また、必要に応じて医療機関との連携も必要になってきます。本人や家族を支える支援者が連携し、課題をタイムリーに把握し、的確な支援を行うことが必要です。
- ◆うつや不安症状等で医療機関を受診した結果、発達障がい疑われるケースも多く見受けられます。医療従事者に発達障がいの理解促進を図るとともに、医療と福祉の連携を密にしていくことも重要です。
- ◆従来障がい福祉関係の事業所を利用する発達障がい者も増えてきていますが、特性ゆえ対応に苦慮している状況があります。支援者のスキルアップにも取り組む必要があります。
- ◆ひきこもりの背景には様々な要因が絡み合っており、発達障がい関係していることも少なくありません。また、長期的な経過をたどることも珍しくあ

りません。本人・家族向けの支援はもちろん、一貫した包括的な支援を行うためには、福祉、医療、教育、労働等、さまざまな支援機関が発達障がいの視点も持ちながら、連携して支援を行うことが重要です。

- ◆平成30年度より厚生労働省の「ひきこもり対策推進事業」が拡充されました。関係機関と連携したひきこもり支援のさらなる充実、隙間のない支援の実現が必要です。
- ◆NPO事業所等と連携し、当事者が活躍できる場をバックアップします。

---

## 第3章 基本方針に基づいた具体的な取組

---

## I 地域における支援環境の充実

### 1 身近な地域での相談支援体制の強化

#### 現状と課題

#### ○きめ細やかな相談支援体制の強化

- ◆発達障がい者にとって、より身近な地域で相談できることが基本であるため、市町村における支援体制の強化及び対応力の向上が求められます。

#### ○相談支援事業所等のさらなるスキルアップ

- ◆適切な支援を行うため、支援者（保健師、保育士、教員、相談支援事業所職員等）の資質向上を図ることが必要です。

#### ○地域での連携体制の充実

- ◆発達障がいを背景とした、二次障がい、生活困窮、高齢などの複雑な事例に対して的確な支援が行えるよう、県・市町村・教育委員会・学校・医療機関・相談支援事業所職員等が連携を図りながら、情報を共有し役割分担とネットワーク形成を図るなど、支援体制を充実させる必要があります。特に、支援を必要とする人が見過ごされたり、どの支援機関にも繋がっていないという状態にならないよう、支援を繋ぐことが重要です。

#### 施策の方向・具体的取組

概要	平成31年度→	部局
<b>○きめ細やかな相談支援体制の強化</b> ◆移動相談や機関コンサルテーション、医療相談等を通じた支援体制の充実 ◆市町村における発達障がいの相談体制の整備や対応力の資質向上	◆周知、活用促進 ◆市町村の対応力向上に向けた研修の実施 ◆情報機器等を活用した情報発信	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
<b>○相談支援事業所等のさらなるスキルアップ</b> ◆相談支援事業所等職員に対する研修会の実施 ◆個別ケース会議や機関コンサルテーションの活用 ◆成人期の相談及び就労支援の核となる支援者の知識、技術の向上	◆困難ケース対応力向上に向けた研修の実施 ◆「発達障がい者支援専門員」の養成	発達障がい者総合支援センター・市町村・長寿いきがい課・関係機関
<b>○地域での連携体制の充実</b> ◆自立支援協議会や連絡調整会議等での連携強化及び支援体制の充実 ◆地域の医療機関との連携	◆地域の課題把握と情報共有 ◆地域連携をコーディネートする人材育成	

<p>◆民生委員や地域包括支援センター，介護支援専門員協会等との連携強化</p>	<p>◆発達特性のある高齢者対策として研修会等の実施</p> <p>◆医療機関も含めた関係機関のネットワーク形成を促進</p> <p>◆医療機関を対象とした研修や医療従事者とのケース会議の実施</p> <p>◆連携診療等，医療機関との連携を充実</p> <p>◆医療従事者とのケース会議等の実施</p> <p>◆医療機関に関する情報発信の充実</p>	<p>発達障がい者総合支援センター・市町村・長寿いきがい課・関係機関</p>
--	---	--



## 2 社会の正しい理解の促進

### 現状と課題

#### ○関係機関の理解促進及び支援の質の向上

- ◆発達障がい者（児）の発達には、最も身近な支援者である保護者やその家族、関係機関の関わり方が重要とされ、保護者やその家族、関係機関の理解促進が求められます。また、大人になり発達障がいに気付くケースも多く、家庭や職場、地域社会において、発達障がいについての理解促進を図る必要があります。

#### ○効果的な普及啓発事業の展開と情報発信の強化

- ◆発達障がいは、周囲の正しい理解と支援があれば、その人らしく社会生活を送りやすくなることを様々な手段で広く地域へ発信していき、暮らしやすい環境づくりを進めます。
- ◆発達障がいについては、早期発見・早期支援が重要ですが、障がいに気づいた時からの支援でも決して遅くないことについても、普及していく必要があります。

#### ○災害時における支援体制の充実及び啓発

- ◆今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等、災害時において、発達障がい者（児）やその家族が身近な地域で適切な支援を受けられることが必要です。そのためには、地域の支援体制が整備され、支援者のスキル向上が求められるだけでなく、一般の地域住民に対しても災害時の発達障がい者（児）の特性を理解してもらう取組が必要です。また、発達障がい者（児）やその家族等が、災害に対する正しい知識を習得し、自助力を高めることも重要です。

### 施策の方向・具体的取組

概要	平成31年度 →	部局
<b>○関係機関の理解促進及び支援の質の向上</b> ◆関係機関を対象とした研修	◆関係機関の研修への講師派遣	発達障がい者総合支援センター・障がい福祉課・市町村・関係機関
<b>○効果的な普及啓発事業の展開と情報発信の強化</b> ◆関係機関との連携による県民を対象とした啓発 ◆発達障がい者（児）を地域で支えるインフォーマルな支援体制（※14）の強化 ◆発達障がいに関する情報の集約と継続的な発信 ◆合理的配慮に関しての理解促進	◆県民を対象とした講演会の実施 ◆世界自閉症啓発デーにおける啓発活動の実施 ◆ブルーライトアップや、市町村等イベントにおけ	



	<p>るパネル展示の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆発達障がいに対する基本的な知識や対応方法の研修を行い「発達障がいサポーター」を養成</li> <li>◆ホームページや SNS を活用した情報発信の充実</li> <li>◆デジタルサイネージや地域の広報誌等を活用した情報発信</li> <li>◆分かりやすいパンフレットの作成・活用</li> <li>◆障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の周知</li> <li>◆ヘルプマークの周知・活用</li> </ul>	発達障がい者総合支援センター・障がい福祉課・市町村・関係機関
<p><b>○災害時における支援体制の充実及び啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の支援者のスキル向上と連携によるサポート体制の強化</li> <li>◆発達障がい者（児）やその家族の災害に対する知識習得及び自主防災力の向上</li> <li>◆一般の地域住民を対象とした啓発・研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の支援者を対象とした研修会の実施</li> <li>◆発達障がい者（児）やその家族等を対象とした研修会や防災訓練等の実施</li> <li>◆県民を対象とした研修会等の実施</li> <li>◆防災ハンドブックの活用</li> <li>◆ヘルプマークの周知・活用（再掲）</li> </ul>	

※ 14 インフォーマルな支援体制：家族，近隣，友人，民生委員，ボランティア，非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助のこと。

## Ⅱ ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

### 1 乳幼児期における支援の充実

#### ①乳幼児健康診査における早期発見と支援

##### 現状と課題

##### ○関係機関職員の知識・技術の向上

◆乳幼児期の早い段階は、他者との関係を築くために重要な機能のひとつである社会性発達の力が著しく伸びる時期であり、乳幼児健康診査は、保護者が子どもの発達の状態を知る機会となります。しかし、社会性の発達においては個人差があり、保護者と支援者が視点を共有することの難しさもあります。乳幼児健康診査に関わる支援者が社会性の発達に関する理解を深め、それぞれの専門性を活かしながら視点を共有し、一定の判断基準を活用することで、早期発見に繋げることが求められます。

##### 施策の方向・具体的取組

概要	平成31年度→	部局
<b>○関係機関職員の知識・技術の向上</b> ◆乳幼児健康診査に関わる支援者への社会性発達の情報提供 ◆乳幼児健康診査に関わる支援者が携わった困難事例についての技術支援 ◆乳幼児健康診査でのアセスメントツール活用に向けての技術支援 ◆支援者を対象とした研修会の充実	◆発達障がい児早期発見支援体制の充実 ◆アセスメントツール導入後のフォローアップを実施 ◆保健師、保育士等を対象とした研修会の実施 ◆関係機関での研修に講師を派遣	発達障がい者総合支援センター

#### ②保育所・幼稚園等における早期発見と支援

##### 現状と課題

##### ○関係機関職員の専門性の向上

◆発達に気がかりのある子どもは、集団生活の苦手さから不適応行動に繋がることもあり、本人や周囲が困惑してしまうことがあります。その際、適切な支援があると、その場に合った行動に繋がり、成功体験として本人の成長を促すこととなります。本人のみならず、集団に属するすべての子どもの発達を支える

環境を整えるためにも、子どもが集団生活を経験する場である保育所・幼稚園等の職員が社会性の発達や発達障がいの特徴を踏まえた関わり方の視点をもつことが望まれます。

- ◆保育所・幼稚園等の職員が、子どもの発達の特性を保護者に適切に伝えることで早期発見・早期支援に繋がります。現状を伝えることに不安を感じやすい側面があります。気づき支援の一端を担う保育所・幼稚園等の職員が、子どもの発達の特性を捉え、保護者に気づきを促す伝え方を身につけるとともに、子どもの発達に関する身近な相談窓口を把握し、適切な支援に繋げることも必要です。
- ◆早期発見後、支援を積極的かつ効果的に活用できるように、保護者と支援者の理解と協力が必要です。また、支援機関においては、支援の質の向上が求められています。

### ○保護者への支援

- ◆発達に気がかりのある子どもの保護者は、孤独感や不安感、大きなストレスを抱えていることが多く、保護者へのサポートも必要とされています。保護者自身が支援を受けられる機会や体制の充実が求められています。

### 施策の方向・具体的取組

概 要	平成31年度 →	部局
<p><b>○関係機関職員の専門性の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆機関コンサルテーション及び個別ケース会議の充実</li> <li>◆保育所・幼稚園等の連絡会議や研修における情報提供の充実</li> <li>◆実施機関や対象者のニーズに応じた研修会の実施</li> </ul> <p><b>○保護者への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ペアレントトレーニングの拡充</li> <li>◆保護者を対象とした子どもの発達や関わり方に関する情報提供及びピアサポート(※ 15)の場の提供</li> <li>◆地域で行っている保護者支援のサポート ペアレントトレーニングのウォーミングアップ内容等の技術支援</li> <li>◆ペアレント・メンターの養成・活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育て現場等への専門職の派遣によるスーパーバイズを実施</li> <li>◆研修体系・内容の充実</li> <li>◆障がい児通所支援事業所におけるペアレントトレーニングの実施を支援</li> <li>◆幼児期の保護者を対象とした事業の実施</li> <li>◆市町村の子育て教室等で講座の開催及び技術支援</li> <li>◆保護者支援のできるペアレント・メンターの養成やグループ相談会等の実施</li> </ul>	<p>発達障がい者総合支援センター</p>

※ 15 ピアサポート：同じような障がいや病気、生活上の問題等を抱える人や家族同士で支えあうこと。

## 2 就学期における支援の充実

### ①就学期における発見と支援

#### 現状と課題

#### ○就学支援の充実

- ◆小学校又は特別支援学校小学部への入学時に、発達障がいを早期に発見し、適切な時期に必要な支援を行うために、引き続き、市町村の特別支援教育に関する体制を充実することが重要です。

#### ○校種間の円滑な引継ぎ

- ◆保育所や幼稚園等から小学校及び特別支援学校小学部、小学校から中学校及び特別支援学校中学部への引継ぎは進んでいますが、中学校から高等学校及び特別支援学校高等部への情報の引継ぎをさらに推進する必要があります。

#### 施策の方向・具体的取組

概要	平成31年度 →	部局
<b>○就学支援の充実</b> ◆市町村の教育支援委員会の機能充実 ◆地域特別支援連携協議会の活用	◆市町村教育支援委員会の調査員への研修を実施 ◆就学前の幼児に関する個別の支援計画の作成・活用推進	特別支援教育課・総合教育センター
<b>○校種間の円滑な引継ぎ</b> ◆各学校間の「個別の教育支援計画」引継ぎ	◆個別の教育支援計画の活用推進 ◆個別の指導計画の作成・活用推進	

### ②就学期における支援体制の整備

#### 現状と課題

#### ○幼・小・中学校での取組

- ◆幼・小・中学校において、幼児児童生徒で目標を共有し、共に学び合う「ポジティブな行動支援」の考え方の浸透を図り、各園・学校全体でその取組を推進する必要があります。
- ◆小・中学校の通常学級に在籍する発達障がいを含めた学びにくさのある児童生徒の学習を支援するため、一人ひとりの学習上のつまづきに応じた自律型学習

教材の作成と活用の推進が求められています。

### ○高等学校での取組

- ◆高等学校に在籍する、発達障がい等のある生徒の支援の充実を図るため、将来の社会的自立に向けた学習内容（「自立活動」等）を取り入れた教育の推進が重要です。

### ○特別支援学校での取組

- ◆特別支援学校の児童生徒が将来にわたって地域で活躍できる力を身に付けるため、それぞれの個性や適性を伸ばす教育を推進する必要があります。
- ◆幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育の推進と、生徒の作業学習等をはじめ、特別支援学校高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援のさらなる充実が求められています。
- ◆一人ひとりの個性を伸ばすため、特別支援学校すべての児童生徒の音楽、美術などの文化・芸術活動及び体育・スポーツ活動の充実を図る取組が重要です。
- ◆成年年齢の引き下げを踏まえ、卒業後の社会参加と自立を見据えて、自立した消費者になるために、消費者教育に取り組む必要があります。また、子どもたちの能力開発や地域貢献を行うため、個々の力を結集し特別支援学校の強みを生かした「エンカル消費」の取組を推進することが重要です。
- ◆選挙権年齢の引き下げにより、高等部生徒の一部が有権者となったことを踏まえ、主体的に社会の形成に参画しようとする知識や態度、実践力を育成することが重要です。

### ○インクルーシブな教育体制の強化

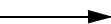
- ◆市町村の地域特別支援連携協議会等において、幼・小・中・高等学校における特別支援教育体制の整備状況をチェックリスト等を用いて評価し、各園・学校の目標を明確化するとともに、専門家との連携を充実し、各園・学校、地域におけるインクルーシブな教育体制を強化することが必要です。
- ◆教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、既存の教員研修に加えて、ICTを活用した教員用eラーニング教材等の活用が重要です。
- ◆発達障がいのある子どもの特性に応じた学びの支援を行うためには、特別支援学校が引き続きセンター的機能を発揮し、多様な学びの場での支援を充実する必要があります。そのために、学識経験者等と連携し、特別支援学校教員のさらなる専門性向上に取り組むことが重要です。

### ○発達障がいの理解促進

- ◆子どもの支援の充実のためには、家庭との連携が必須であり、家族支援等、本人を取り巻く環境を整備していくことが必要です。また、子どもの放課後や休日における学校以外での居場所づくりのため、放課後等デイサービス等、在学中からの福祉サービスの活用も進みつつあります。今後は、不登校や引きこも

り等の二次障がい予防のためにも、教員だけでなく保護者や県民に対する理解啓発、本人の自己理解や周囲の子どもの発達障がいへの理解を深めていくような取組が必要です。

### 施策の方向・具体的取組

概要	平成31年度 	部局
<p><b>○幼・小・中学校での取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ポジティブな行動支援」の考え方の浸透を図り、各園・学校全体でその取組を推進</li> <li>◆一人ひとりの学習上のつまずきに応じた自律型学習教材の作成と活用推進</li> </ul> <p><b>○高等学校での取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高等学校において「自立活動」の内容を取り入れた活動の実践を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県下全域への拡充</li> <li>◆小学校の国語・算数を主とした教材作成</li> <li>◆「自立活動」等の指導が必要な生徒が在籍する高等学校における特別な指導の実施</li> </ul>	<p>特別支援教育課・総合教育センター</p>
<p><b>○特別支援学校での取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童生徒が将来にわたって地域で活躍できる力の育成</li> <li>◆生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実</li> <li>◆文化・芸術活動及び体育・スポーツ活動の充実</li> <li>◆消費者教育、「エシカル消費」の推進</li> <li>◆主権者教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域へのボランティア参加</li> <li>◆とくしま特別支援学校技能検定の実施</li> <li>◆「ゆめチャレンジフェスティバル」の実施</li> <li>◆アート作品制作及びパラリンピック種目であるボッチャの普及促進</li> <li>◆消費者教育の推進</li> <li>◆地域の特産品をいかした新商品の開発</li> <li>◆特別支援学校を拠点としたリサイクル活動の実施</li> <li>◆主権者教育の学習活動実施</li> </ul>	<p>特別支援教育課・総合教育センター・労働雇用戦略課等関係機関</p>
<p><b>○インクルーシブな教育体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域特別支援連携協議会の活用</li> <li>◆学識経験者と連携し、特別支援学校教員の専門性向上の取組を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別支援教育体制強化</li> <li>◆「発達障がい教育・自立促進アドバイザー」チー</li> </ul>	<p>特別支援教育課・総合教育センター</p>



◆特別支援教育に関する専門性の向上のため ICT 活用による教員用 e-ラーニングの開発・活用	ムと連携した実践研究の推進 ◆ e-ラーニング教材の開発と各教員研修等での活用	特別支援教育課・総合教育センター
<b>○発達障がいの理解促進</b> ◆本人，保護者，支援者の理解促進  ◆放課後児童クラブに従事する者（放課後児童支援員等）への研修の実施	◆発達障がいに関する研修会の実施 ◆ライフステージに応じた自己理解を支援 ◆放課後児童支援員認定資格研修の実施 ◆放課後児童支援員等の資質向上のための研修実施	特別支援教育課・総合教育センター・発達障がい者総合支援センター・次世代育成・青少年課

### ③成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ

#### 現状と課題

#### ○企業等での理解促進と他機関との連携

- ◆将来の職業生活・社会生活の安定のために、それぞれの生徒の障がい特性等に対して、進学先や就労先の理解を深めるための取組が必要です。

#### ○家族支援の充実

- ◆職業生活・社会生活の安定のためには、生活の場の保障と、家庭の安定が必須であり、福祉と連携した家族支援が求められています。

#### 施策の方向・具体的取組

概要	平成31年度→	部局
<b>○企業等での理解促進と他機関との連携</b> ◆発達障がい等障がい特性に対する進学先・就労先の理解促進 ◆進学先，就労先，関係機関との連携の促進	◆企業を対象とした研修の実施 ◆インターンシップや就業体験実施 ◆在学中からの連携の促進 ◆就労先等との連携の促進	特別支援教育課・総合教育センター・発達障がい者総合支援センター・労働局等関係機関
<b>○家族支援の充実</b> ◆家族のこころの安定のための場づくり	◆家族を対象とした教室の実施	発達障がい者総合支援センター



### 3 成人期における支援の充実

#### ①高等教育機関における支援

##### 現状と課題

##### ○相談の場の確保とネットワークづくり

- ◆高等教育機関においても障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮の提供が開始されましたが、個別具体的な支援については十分とは言えない状況があります。今後も教職員に対し、発達障がいや福祉への理解の促進に努めていく必要があります。
- ◆発達障がいのある学生がより円滑な学生生活を送るためには、学内で相談できる人や場所など、サポート体制があることが望ましく、教職員や関係者による学部をこえたネットワーク支援が重要です。また、周囲の学生に対する理解促進にも取り組んでいく必要があります。
- ◆発達障がいについての正しい知識や情報を得ることは、その後の社会生活の選択肢を広げることになりますが、障がいを受容することは容易なことではありません。特に家族の考え方が大きく影響することもあり、支援に繋がりにくい場合もあります。早期からの家族に対する理解促進も大きな課題の一つです。
- ◆大人の発達障がいについての相談や、就労に関する相談に対応できる機関は増えてきていますが、どこでどのような支援が受けられるのか分かりにくい面があります。支援機関の情報の整理を行い、本人・家族に対してはもちろん、支援者に対する情報発信や研修等の充実に取り組みます。
- ◆発達障がいの傾向があってもはっきりさせたくない(診断を受けたくない)、また、本人や家族に認識がない、いわゆるグレーゾーンの学生に対する支援が課題となっています。特に学生本人に困り感がない場合でも、配慮が必要となるケースも増えており、教職員の専門性向上や外部機関との連携強化が求められています。

##### ○関係機関との連携・引継ぎ

- ◆インターンシップやアルバイトなど実際の就労場면을体験することは、就労に対する意識や意欲を高めますが、職業生活を送るために必要な力を身につけるには、関係機関と連携した就労準備支援が不可欠です。
- ◆卒業後すぐに就職できない場合、自己肯定感や就労意欲の低下、基本的な生活習慣の乱れなどからひきこもりになる可能性が高いことがうかがえます。ひきこもり予防のためにも卒業前から関係機関等と連携し、支援に繋げていくことが重要です。

### 施策の方向・具体的取組

概要	平成31年度	部局
<b>○相談の場の確保とネットワークづくり</b> ◆高等教育機関と連携した、学内の相談の場の確保 ◆中学、高等学校からの円滑な情報引継ぎ	◆就労サポートブックを活用した研修会の実施 ◆特性把握のための学生向け支援の実施 ◆ネットワーク会議及び機関コンサルテーションの活用	発達障がい者総合支援センター・障害者職業センター・関係機関
<b>○関係機関との連携・引継ぎ</b> ◆中途退学者や就労に結びついていない学生に関する情報の共有 ◆就労支援機関等への情報提供及び連携、引継ぎ	◆在学中からの連携の促進 ◆相談先カードの作成、配布	

## ②社会参加に向けた支援

### 現状と課題

#### ○発達障がい者、家族への支援の充実

- ◆日常生活の基本的技能の習得につまづき、生活面での困難を抱えている人もいます。安定した就労のためには、生活支援も必要です。
- ◆人間関係を構築することが苦手な発達障がい者は、友人や余暇活動を求めているにも関わらず、うまくいかないことも少なくありません。余暇支援のひとつとして、また、社会的スキルの習得機会としても、発達障がい者同士の交流の場や居場所の確保が求められています。
- ◆発達障がい者が生涯にわたって自らの可能性を追求し、地域における活躍の場を広げ、いきいきと暮らせるよう、学校卒業後も生涯を通じた多様な学びと活動の支援体制が必要です。
- ◆福祉サービスや就労支援機関等を利用する人も増えてきていますが、福祉事業所における理解や配慮はまだ十分とは言えない状況です。地域で支援する体制を作るには、支援者の育成やスキルアップに取り組む必要があります。
- ◆生活困窮の相談の背景にも、発達障がいの特性が見られることにより就労定着しないというケースも多くあります。必要に応じて医療機関の受診や障害者手帳の取得等への働きかけを行うことで、就労に結びつくことが期待されます。

## ○ひきこもりへの対応

- ◆ひきこもりケースの背景には、発達障がい課題が見られることも多く、支援が長期化しています。医療機関やひきこもり支援機関と協働して支援を行うことが必要です。また、対応に苦慮し疲弊している家族のエンパワメント（※16）を高める働きかけも重要です。

### 施策の方向・具体的取組

概要	平成31年度	部局
<b>○発達障がい者、家族への支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆発達障がい者の交流の場の確保</li> <li>◆生涯を通じた学びと活動の場を提供</li> <li>◆家族のこころの安定の場づくり</li> <li>◆成人期の相談及び就労支援の核となる支援者の知識、技術の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ピアグループの育成</li> <li>◆「障がい者の学びコース」講座の実施</li> <li>◆社会貢献に向けたモデル事業の検討・実施</li> <li>◆家族を対象とした教室の実施(再掲)</li> <li>◆「発達障がい者支援専門員」の養成(再掲)</li> </ul>	発達障がい者総合支援センター・生涯学習課・関係機関
<b>○ひきこもりへの対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談の充実</li> <li>◆相談窓口の情報提供及び啓発促進</li> <li>◆自立支援協議会等における情報共有、市町村や医療機関等と連携したセーフティネットの構築</li> <li>◆生活リズムをつくるきっかけづくり</li> <li>◆ひきこもり支援の質の向上を図るため、ひきこもり支援を担う人材の養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本人や家族に対する支援(個別相談、集団療法)</li> <li>◆医療機関やひきこもり支援機関との連携</li> <li>◆相談支援事業所等と連携した包括的な支援</li> <li>◆ワークサンプルを活用した作業体験</li> <li>◆関係機関と連携した「ひきこもり対策連絡協議会」の開催</li> <li>◆「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修」の実施</li> </ul>	健康増進課・保健所・精神保健福祉センター・発達障がい者総合支援センター・関係機関

※ 16 エンパワメント：障がいのある方やその家族が、自らの生活を自らコントロールできる・自立する力を得ること。

### ③就労と定着に向けた支援

#### 現状と課題

#### ○自己理解支援、就労準備支援の充実・強化

- ◆就労についての意識やイメージが適切に持てず、本人の能力と希望がマッチしないことで、就労が困難になっているという問題があります。早期から自己理解の深化を図ることが重要ですが、本人だけでなく、家族の理解や障がい受容も大きな課題となっています。
- ◆診断や障害者手帳の取得方法、障がい者雇用等の制度やサービスについての情報も十分周知できているとは言いがたく、本人の意思決定を支援するためにも、正確な情報提供を行うことが必要です。
- ◆診断や障害者手帳を取得せず、あるいは取得していても一般就労を希望する人も多くいます。職業人として必要な基本ルールやマナーの習得、コミュニケーション能力や社会生活の技能の向上、職場実習等の就労支援など、関係機関と連携した就労準備の場の確保が求められています。

#### ○職場定着支援の充実

- ◆就職後に適応できず、二次障がいを引き起こすことも少なくありません。職場に定着できず離転職をくり返している場合も多く、安定した社会生活を送るためには継続した支援が重要です。そのためには、就労場面における支援だけでなく、生活面や家庭に対する支援も欠かすことができません。
- ◆企業においては、少しずつ障がい理解が進んできているところですが、まだまだ不十分な状況です。就労継続に困難を抱えている場合、本人への支援だけでは課題解決が難しいため、並行して、企業に対して適切な就労環境や配慮等に関する助言を行うなど、理解促進を図ることが重要です。
- ◆本人は特性による困り感に気づいていない、あるいは認めていない中、企業(上司や同僚)からの相談も増えています。職場の理解や環境整備を進めながら、本人への気づき支援をどのように行っていくかが大きな課題となっています。

#### 施策の方向・具体的取組

概要	平成31年度 →	部局
<b>○自己理解支援、就労準備支援の充実・強化</b> ◆自己理解のための支援 ◆制度や支援機関についての情報集約・発信 ◆基本的な生活習慣の確立、社会的スキルの習得等に向けた作業体験等の機会の提供	◆就労サポートブック(ナビゲーションシート)の活用 ◆ホームページやSNSを活用した情報発信の充実(再掲)	発達障がい者総合支援センター・関係機関

<p>◆就労イメージをつかみ適職を見つけるための職場体験，就労準備の実施</p>	<p>◆ FA（※ 17），職業準備支援，関係機関と連携した多様な職場体験機会の提供（農福連携等）</p> <p>◆就労支援機関と連携した実習体験の活用</p>	<p>発達障がい者総合支援センター・関係機関</p>
<p><b>○職場定着支援の充実</b></p> <p>◆相談支援の充実</p> <p>◆企業に対する啓発・研修</p> <p>◆先駆的な取組事例の紹介</p>	<p>◆就労定着のためのグループ活動を実施</p> <p>◆ジョブコーチ支援の活用</p> <p>◆就労支援機関及び労働関係部局と連携した包括的な支援体制の整備，研修会や情報交換会の実施</p> <p>◆「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成</p> <p>◆発達障がい者等の理解促進のための企業セミナー「はたらくサポートプロジェクト」の実施</p> <p>◆雇用事例集の作成，企業見学会の実施</p>	<p>発達障がい者総合支援センター・総合教育センター・労働局・障害者職業センター・関係機関</p>

※ 17 FA（フリーアクティビティ）：ひきこもりや昼夜逆転の生活からの脱却，生活リズムの回復等を目的とした作業体験などの就労準備活動（徳島県発達障がい者総合支援センターの造語）

# 徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会委員名簿

平成30年11月13日現在

区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
医 療	徳島赤十字ひのみね総合療育センター 顧問	橋 本 俊 顕	会 長
	徳島県医師会	井 崎 ゆ み 子	
	徳島県精神科病院協会 会長	櫻 木 章 司	
大 学	鳴門教育大学大学院 教授	大 谷 博 俊	
	徳島大学大学院 教授	奥 田 紀 久 子	
	四国大学 准教授	前 田 宏 治	
	徳島文理大学 准教授	富 樫 敏 彦	
親 の 会	徳島県自閉症協会 副会長	中 山 啓 子	
児童発達支援センター	ねむのき 園長	栗 原 優 子	
県 民 環 境 部	中央こども女性相談センター 副所長	三 宅 旨 抗	
保 健 福 祉 部	精神保健福祉センター 所長	石 元 康 仁	副会長
労 働	徳島労働局職業安定部職業対策課 課長	阿 部 正 治	
	徳島障害者職業センター 所長	森 下 明 実	
	愛育会地域生活総合支援センター 所長	堤 美 代 子	
教 育	美馬市脇町幼稚園 園長	南 妃 佐 恵	
	阿南市立福井小学校 校長	濱 田 健 二	
	川内中学校 校長	伊 藤 千 代	
	那賀高等学校 校長	宮 井 玲 夫	
	阿南支援学校 校長	郡 俊 恵	
保 育 所	平島こどもセンター 所長	西 本 千 枝 子	
保 健 所 長 会	美波保健所 所長	渡 邊 美 恵	
市 長 会	徳島市保健センター 所長補佐	丸 岡 重 代	
町 村 会	神山町健康福祉課 課長	阿 部 吉 幸	

---

徳島県発達障がい者総合支援センター

ハナミズキ

〒773-0015

小松島市中田町新開2-2

TEL : 0885-34-9001

FAX : 0885-34-9002

アイリス

〒771-2106

美馬市美馬町字大宮西100-4

TEL : 0883-63-5211

FAX : 0883-55-2206

E-mail : hattatsu@mail.pref.tokushima.jp

---



# 【資料 2】

H30. 11. 13 発達障がい者総合支援センター

## 徳島県発達障がい者総合支援プラン改定の素案について

### 1 新プランの概要

#### (1) 期間

平成31年度から平成34年度までの4年間

#### (2) 基本方針

- ① 社会の理解を広める
- ② 本人の自己理解や家族の知識を深める
- ③ 関係機関の支援力を高め連携を強める

#### (3) プランの構成

- 第1章 基本方針の概要
- 第2章 前プランでの成果と今後の課題
- 第3章 基本方針に基づいた具体的な取組

### 2 プラン改定のポイント

#### (1) 発達障害者支援法の改正等への対応

- 成人期への円滑な引継ぎなどライフステージを通じた切れ目のない支援の充実
  - ・ 幼・小・中学校におけるポジティブな行動支援の考え方の浸透
  - ・ 高等学校における自立活動の内容を取り入れた活動の実践
- 社会参加に向けた支援など家族も含めた、きめ細やかな支援の充実
  - ・ 地域で支える発達障がいサポーター制度の創設
- 地域での連携体制の充実など地域の身近な場所で受けられる支援の充実
  - ・ 大人を支援する発達障がい者支援専門員の養成

#### (2) 大人の発達障がいへの対応

- 就労と定着に向けた支援の充実
  - ・ 農福連携など多様な業種と連携した就労準備支援
- 高等教育機関における支援の充実
  - ・ 相談の場とネットワークづくりの推進

#### (3) 災害時の支援体制の充実

- 発達障がい者、家族等に向けた研修会・防災訓練等の実施
- 県民に向けた啓発活動の拡充
  - ・ 防災ハンドブックやヘルプマークの活用

### 3 スケジュール

- 11月 11月文教厚生委員会で素案を報告
- 12月～ パブリックコメントの実施
- 2月 第3回徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会で審議
- 3月 2月文教厚生委員会で成案を報告
- 3月 プラン改定